

食堂業務委託契約書（案）

業務名 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立沖縄青少年交流の家食堂業務

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立沖縄青少年交流の家所長 山里 望（以下「発注者」という。）は、株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）との間において、上記の食堂業務について、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 発注者は、国立沖縄青少年交流の家（以下「青少年交流の家」という。）の業務の円滑なる運営に資する目的をもって、食堂業務を受注者に委託する。

2 受注者は、別紙仕様書及び本件企画競争に際し受注者が発注者へ提出した企画書等提出書類に基づき誠実に食堂業務を実施するものとする。

3 受注者は、食堂業務の実施に当たり、良質かつ低廉な食事を利用者に提供するものとし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守して、青少年交流の家の品位及び秩序の保持に努めなければならない。

第2条 受注者は、食堂業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。

第3条 発注者は別紙仕様書に掲げる青少年交流の家の厨房施設及び物品（以下「施設・設備等」という。）を受注者に無償で貸与させるものとする。

第4条 受注者は、善良な管理者の注意をもって施設・設備等を維持保存しなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により施設・設備等を滅失又はき損したときは、発注者の指示するところに従ってその損害を賠償しなければならない。

第5条 受注者は、施設・設備等の全部又は一部を食堂業務以外の業務のため第三者に貸与し、又は利用させ、若しくは食堂業務以外の業務の用に供してはならない。

第6条 受注者は、施設・設備等に修繕、模様替、その他の行為をしようとするとき、又は、自ら新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ文書をもって発注者の承認を受けなければならない。

第7条 食事料金、食事の提供日、食事提供時間、献立表及びサービスの方法については、別紙仕様書のとおりとする。

第8条 受注者は、食堂業務に従事する者の身元保証、就業、健康管理、衛生管理等については青少年交流の家の運営に支障をきたさないよう万全を期すること。

2 受注者は、食事の提供によって生ずる一切の責めに任ずるものとし、このため、別途保険契約を締結するものとする。

第9条 受注者は、電話料、ガス料、電気料、人件費、保健衛生費、被服費、その他食堂業務に必要な経費を負担するものとする。ただし、光熱経費のうち基本料金相当額及びゴミ等処理経費については、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間、発注者の経費負担とする。

第10条 契約保証金は免除する。

第11条 発注者は、食堂業務について必要と認めるときは、業務について実地に調査を行い、調査結果に基づいて改善を要求することができる。

第12条 この契約期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。但し、契約期間満了の日の2か月前までに発注者又は受注者が契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、更に1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。

第13条 発注者は、受注者が次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解約することができるものとする。ただし、発注者は、契約の解除が適当でないと判断した場合は、受注者と協議の上契約を解除せず違約金を徴収することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく、この契約の全部または一部を実施しないとき。
- (2) 受注者がこの契約の実施について、不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を実施する能力を失ったと明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (5) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項による場合を除き、発注者が正当な理由により契約を解除しようとするときは、解除しようとする2か月前までに書面をもって通知しなければならない。

第14条 受注者の都合により本契約は解約できないものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由のある場合を除くものとする。

第15条 契約期間が満了したとき、又は第13条により契約を解除したときは、受注者は、施設・設備等を原状に回復して発注者に返還しなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、この契約に基づき投じた有益費、その他の費用については、これを発注者に請求し、又は異議の申し立て、損害賠償、その他一切の請求をすることができないものとする。

第16条 受注者は、出納計算書（別紙様式1）を翌月の20日までに提出するものとする。ただし、翌月の20日が休業日にあたる場合は、翌営業日までに提出するものとする。

2 受注者は、各事業年度（10月1日～9月30日までの期間を示す。以下同じ。）の損益計算書を各事業年度の終了後1か月以内に提出するものとする。

3 受注者は、発注者から食事にかかる原価計算書の提出要求があったときは、速やかに提出するものとする。

第17条 受注者の各事業年度において余剰金が生じた場合には、その余剰金の処分に際し、発注者、受注者協議するものとする。

第18条 受注者は、提供する食事一人一食につき10円を厨房機器更新費として発注者に支払うものとする。ただし、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間、これを免除する。

第19条 施設・設備等の維持管理に必要な修理補充等の経費については、原則として発注者の負担とする。

第20条 受注者は第18条で定める支払うべき厨房機器更新費を毎月初日から末日までの分を取りまとめて翌月末日までに発注者が指定する銀行の口座へ振り込み、振込明細を発注者に送付するものとする。

2 前項の規定による銀行の振り込みにかかる手数料は、受注者が負担するものとする。

第21条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第22条 この契約に関する訴えの管轄は、青少年交流の家所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

第23条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者、受注者協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和4年 月 日

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立沖縄青少年交流の家
所長 山里 望

受注者 株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇